

公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針

平成26年12月 1日
学長（最高管理責任者）裁定

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費等（本学が管理するすべての資金）の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

1. 公的研究費等の運営・管理に関わる責任者（国立大学法人横浜国立大学公的研究費等管理規則第3条の責任者をいう。）は、不正使用の防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
2. 不正使用を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定し実施する。また、不正使用防止計画を最上位と位置付けた基本方針に基づく「大学全体の不正使用を防止する具体的な対策」を策定し実施する。
4. 本基本方針は、学内の状況及び学外の環境などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。